

米子ヨネギーズクラブ規約

1 名称

この会の名称は、米子ヨネギーズクラブ（以下「本クラブ」という。）とする。

2 目的

本クラブは、会員が本市に愛着を持ち、応援しようという思い（以下「米子愛」という。）を深め、会員自身を感じる本市の魅力を発信することによって、本市の認知度を高め、「よなごっていいな。」と感じてもらえる人を増やしていくことを目的とする。

3 組織の構成

本クラブは、市民や本市にゆかりがある市外居住者やふるさと納税の寄附者等、広く本市に関わりがある方のうち、米子愛を持つ会員によって構成される。

4 運営及び事務局

- (1) 本クラブは、米子市が運営する。
- (2) 本クラブの事務局は、米子市総合政策部総合政策課とする。

5 業務

事務局は、本クラブの目的を達成するために、次の業務を行う。

- ア 入会手続に関する事務
- イ 会員募集の営業
- ウ 会員情報の管理
- エ その他本クラブに関すること全般

6 会員

- (1) この規約において「会員」とは、本クラブの目的に賛同し、この規約を承諾し、次項に定める入会手続を完了した方をいう。
- (2) 会員は、各自可能な範囲で次に掲げる活動を行うものとする。
 - ア 事務局から配布されたヨネギーズバッジを身に着け、本市のPRのきっかけとすること。
 - イ 本市が発信するメールマガジン等を読み、本市の旬な話題や地域情報に継続的に触れ、米子愛をかん養し、会員自身を感じる本市の魅力を見つけること。
 - ウ 本市についての情報及び会員自身を感じる本市の魅力を積極的に発信すること。

7 入会手続

- (1) 本クラブに入会を希望する方（以下「入会希望者」という。）は、入会申込書により事務局へ入会を申し込むものとする。
- (2) 入会希望者は、入会の申込みに当たっては、次に掲げる事項に同意するものとする。
 - ア 事務局が、会員の氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等の個人を特定するために必要な情報（以下「個人情報」という。）を会員名簿に登録すること。
 - イ 本クラブの運営上必要な場合に限り、事務局が当該会員の個人情報を利用すること。
- (3) 次に掲げる事由に該当する場合は、入会を承認しないことがある。
 - ア 入会の申込みに当たり、虚偽の内容の申告があった場合
 - イ 入会を承認しないことに正当な事由がある場合
- (4) 事務局は入会申込書を受理したときは、速やかに入会登録を行い、当該入会者に対して、ヨネギーズバッジを1個配布する。
- (5) 会員がヨネギーズバッジを紛失した場合は、作製費や郵送料等のヨネギーズバッジの再配布に係る一切の費用を会員が負担する場合に限り、再配布を行う。

8 会費

本クラブの会費は、無料とする。

9 禁止行為

会員は、その活動を行うに当たっては、次の行為を行ってはならない。

- (1) ヨネギーズバッジを、他人へ転売、貸与又は譲渡する行為
- (2) 他の会員、第三者若しくは本クラブの著作権、プライバシー又はその他の権利を侵害する行為及び侵害するおそれのある行為
- (3) 他の会員、第三者若しくは本クラブを誹謗中傷する行為又は本クラブの運営を妨げる行為
- (4) 事実と反する情報又は公序良俗に反し、若しくはそのおそれのある情報を他の会員若しくは第三者に対して提供する行為
- (5) 事務局の承諾なく本クラブの情報若しくは本クラブが発行する情報を用いた営利を目的とする行為又はその準備を目的とする行為
- (6) その他、法令等に違反する行為又はそのおそれのある行為

10 会員の届出義務

会員は会員の個人情報等、入会申込書に記載した内容に変更が生じた場合は、速やかに事務局へ届け出ることとする。

11 会員資格の喪失

事務局は、会員が次の各号のいずれかに掲げる行為を行ったと認めるときは、当該会員の会員資格を取り消すことができる。

- ア 第9項各号に掲げる禁止行為を行ったとき。
- イ 入会申込書に虚偽の記載をしたとき。
- ウ 会員名簿に登録した住所、電話番号、メールアドレス等への事務局からの連絡に対し、会員が応答を拒否する場合又は既に使われていない等の理由により連絡を取ることができない場合
- エ 前3号に掲げるもののほか、事務局が会員として不相当であると判断したとき。

12 個人情報の取扱い

事務局は、本会の運営上必要とする目的以外の目的のために、会員の個人情報を利用し、又は第三者に提供することはしない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- ア 法令等に定めがあるとき。
- イ 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- ウ 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

13 損害賠償

事務局は、本クラブの運営に関して生じた会員の損害又は会員同士若しくは会員と第三者との間で生じた問題若しくは損害等全てに関し、いかなる責任も負わず、一切の賠償する義務を負わないものとする。

14 規約の変更

事務局は本クラブの運営上必要が生じ、規約を変更した場合は、会員に対して当該変更の内容を周知することとする。

15 その他

この規約に定めるもののほか、必要な事項については別途定めることとする。

附 則

この規約は、令和元年7月8日から施行する。